（労働金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第八十二条の二　［略］

［項を削る。］

（金庫に対する意見聴取等）

第八十二条の十九　法第八十九条の十三第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　［略］

二　当該申請をしようとする者は、全ての金庫に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、第百五十二条の二の二十及び第百五十二条の二の二十一第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　略］

三　［略］

［2・3　略］

4　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

（届出事項）

第八十三条　法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十　略］

十一　金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第四十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業業務高度化等会社にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十三号において同じ。）とした場合（法第九十一条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

（労働金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第八十二条の二　［同上］

2　法第八十九条の五第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（労働金庫電子決済等代行業者（第八十二条の四第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　当該労働金庫電子決済等代行業者及び金庫の双方が法第八十九条の六第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに労働金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの

二　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの

三　第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの

四　その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

（金庫に対する意見聴取等）

第八十二条の十九　［同上］

一　［同上］

二　当該申請をしようとする者は、全ての金庫に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第百五十二条の二の二十及び第百五十二条の二の二十一第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　同上］

三　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

（届出事項）

第八十三条　［同上］

［一～十　同上］

十一　金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第四十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（業務高度化等会社にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第九十一条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）